

鳥取県告示第 890 号

林業種苗法（昭和 45 年法律第 89 号）第 14 条第 1 項の規定に基づき、次の生産事業者の登録が失効したので、同法第 16 条第 1 項の規定により告示する。

平成 19 年 10 月 23 日

鳥取県中部総合事務所長 山 本 光 範

登録番号	生産事業者の 氏名	生産事業者の 住所	生産事業の内容	事業所の名称	事業所の所在地
12	小椋 節子	東伯郡三朝町 木地山	穂の採取並びに幼苗及び 幼苗以外の苗木の育成	小椋節子苗畑	東伯郡三朝町木 地山